

令和 4 年 6 月

第 3 回（定例会）

香芝市議会議案

香 芝 市

目 次

報 第 3 号	令和 3 年度香芝市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について----- 1 頁
報 第 4 号	令和 3 年度香芝市水道事業会計予算繰越計算書の報告について----- 5 頁
報 第 5 号	令和 3 年度香芝市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について----- 7 頁
報 第 6 号	権利の放棄の専決処分の報告について----- ----- 9 頁
報 第 7 号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について---- ----- 1 1 頁
報 第 8 号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について---- ----- 1 3 頁
議第 3 2 号	香芝市議会議員及び香芝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて---- 1 5 頁
議第 3 3 号	香芝市税条例等の一部を改正することについて----- ----- 1 7 頁
議第 3 4 号	香芝市介護保険条例の一部を改正することについて----- ----- 2 2 頁
議第 3 5 号	香芝市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正することについて----- 2 4 頁
議第 3 6 号	令和 4 年度香芝市一般会計補正予算（第 1 号）について---- ----- 2 6 頁
議第 3 7 号	令和 4 年度香芝市一般会計補正予算（第 2 号）について---- ----- 2 7 頁
議第 3 8 号	令和 4 年度香芝市水道事業会計補正予算（第 1 号）について ----- 2 8 頁
議第 3 9 号	令和 4 年度香芝市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について ----- 2 9 頁

報第3号

令和3年度香芝市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和3年度香芝市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日報告

香芝市長 福岡憲宏

令和3年度香芝市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	目	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
						既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定財源		
								地方債	その他	
2 総務費	1 総管理費	4 財産管理費	公有財産維持管理事業	231,600,000	231,600,000	-	-	208,400,000	-	23,200,000
			地域公共交通事業	19,760,000	19,760,000	2,000,000	-	17,500,000	-	260,000
		9 交通安全対策費	自転車等駐車場管理事業	1,359,000	1,359,000	-	-	1,200,000	-	159,000
	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務(国の補正予算(第一号)分)	4,570,000	4,570,000	-	4,570,000	-	-	-
3 民生費	1 社会福祉費	9 総合福祉センター費	総合福祉センター管理運営事業(国の補正予算(第一号)分)	19,000,000	19,000,000	750,000	9,863,000	-	-	8,387,000
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	地域子育て支援拠点事業(国の補正予算(第一号)分)	1,200,000	1,200,000	-	800,000	-	-	400,000
		2 児童措置費	民間保育所等保育環境改善事業(国の補正予算(第一号)分)	8,100,000	8,100,000	-	4,450,000	-	-	3,650,000
			民間保育所等处遇改善事業(国の補正予算(第一号)分)	28,400,000	28,400,000	-	28,400,000	-	-	-
		3 児童福祉施設費	保育所保育環境改善事業(国の補正予算(第一号)分)	2,500,000	2,500,000	-	1,250,000	-	-	1,250,000
			保育所処遇改善事業(国の補正予算(第一号)分)	4,215,000	4,215,000	-	4,215,000	-	-	-
		9 子育て世帯等臨時特別支援事業費	子育て世帯等臨時特別支援事業(国の補正予算(第一号)分)	183,631,000	183,011,000	-	100,147,000	-	-	82,864,000

(単位:円)

款	項	目	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
	3 生活保護費	1 生活保護 総務費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業 (国の補正予算(第一号)分)	518,000,000	295,615,000	—	295,615,000	—	—	—	
			自立支援促進事業 (国の補正予算(第一号)分)	30,700,000	27,647,000	—	27,647,000	—	—	—	
5 農林商工費	1 農業費	1 農業委員会費	農業委員会による情報収集等業務効率化 支援事業 (国の補正予算(第一号)分)	160,000	160,000	—	160,000	—	—	—	
			5 農地費	ため池防災対策調査計画事業 (国の補正予算(第一号)分)	109,800,000	104,722,000	—	104,722,000	—	—	—
6 土木費	2 道橋梁路費	2 道路維持費	交通安全施設整備事業 (国の補正予算(第一号)分)	5,000,000	5,000,000	—	2,500,000	—	—	2,500,000	
			道路維持管理補修事業 (国の補正予算(第一号)分)	20,000,000	20,000,000	—	10,000,000	10,000,000	—	—	
			橋梁長寿命化修繕事業 (国の補正予算(第一号)分)	30,000,000	30,000,000	—	16,500,000	13,500,000	—	—	
	4 都市計画費	2 都市計画 対策費	3 道路新設 改良費	道路新設改良事業	111,000,000	111,000,000	25,000	55,300,000	49,700,000	—	5,975,000
			2 都市計画 対策費	バリアフリー推進事業	20,333,000	20,333,000	—	—	15,200,000	—	5,133,000
			6 街路事業費	街路整備事業 (国の補正予算(第一号)分)	224,000,000	224,000,000	48,000	109,565,000	106,300,000	—	8,087,000
			8 スポーツ 公園費	スポーツ公園整備事業 (国の補正予算(第一号)分)	99,600,000	80,500,000	25,000	39,700,000	37,700,000	—	3,075,000

(単位:円)

款	項	目	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
7 消防費	1 消防費	3 災害対策費	宅地耐震化推進事業 (国の補正予算(第一号)分)	5,020,000	5,020,000	—	3,585,000	—	—	1,435,000
8 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	学校等における感染症対策等支援事業 (国の補正予算(第一号)分)	13,950,000	13,950,000	—	6,975,000	—	—	6,975,000
		3 学童保育費	学童保育所保育環境改善事業 (国の補正予算(第一号)分)	35,300,000	35,300,000	—	23,532,000	—	—	11,768,000
			学童保育所処遇改善事業 (国の補正予算(第一号)分)	8,970,000	8,970,000	—	8,970,000	—	—	—
	3 中学校費	1 学校管理費	学校等における感染症対策等支援事業 (国の補正予算(第一号)分)	7,200,000	7,200,000	—	3,600,000	—	—	3,600,000
			学校施設整備事業	27,100,000	27,100,000	—	—	24,300,000	—	2,800,000
			学校トイレ整備事業 (国の補正予算(第一号)分)	100,000,000	100,000,000	—	33,333,000	66,600,000	—	67,000
	4 幼稚園費	1 幼稚園管理費	幼稚園・認定こども園保育環境改善事業 (国の補正予算(第一号)分)	4,000,000	4,000,000	—	2,000,000	—	—	2,000,000
			幼稚園・認定こども園処遇改善事業 (国の補正予算(第一号)分)	3,765,000	3,765,000	—	3,744,000	—	—	21,000
合 計				1,878,233,000	1,627,997,000	2,848,000	901,143,000	550,400,000	—	173,606,000

報第4号

令和3年度香芝市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和3年度香芝市水道事業会計予算は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、次のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和4年6月6日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

令和3年度香芝市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						損益勘定 留保資金				
1. 資本的 支出	1. 建設改良費	瓦口10-18号線 他配水管 布設替工事	円 25,000,000	円 0	円 25,000,000	円 25,000,000		円 0	円 0	下水道工事の現場引渡し が遅れたことにより水道 工事分の令和3年度竣工 が不可能となったため

報第5号

令和3年度香芝市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和3年度香芝市下水道事業会計予算は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、次のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和4年6月6日報告

香芝市長 福岡 憲宏

令和3年度香芝市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国庫補助金	企業債	負担金	当年度 損益勘定 留保資金			
1. 資本的 支出	1. 建設改良費	下水道ストックマネジメント支援制度及び下水道総合地震対策事業	円 104,000,000	円 0	円 104,000,000	円 42,000,000	円 62,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0	国庫補助事業の事業採択が年度末に行われ、当該年度内に執行することができないため
1. 資本的 支出	1. 建設改良費	未普及対策下水道事業	円 225,000,000	円 0	円 225,000,000	円 88,285,000	円 126,100,000	円 10,570,000	円 45,000	円 0	円 0	関係機関との協議に不測の日数を要したため

報第6号

権利の放棄の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、権利の放棄について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

専 決 処 分 書

香芝市債権管理規則（平成19年規則第21号）及び香芝市上下水道事業債権管理規程（平成19年水道事業管理規程第8号）の規定に基づき、権利を放棄したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

香芝市長 福 岡 憲 宏

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1 権 利 の 内 容 | 香芝市債権管理規則第2条第3号に規定する債権 |
| 2 債 務 者 及 び 金 額 | 別紙のとおり |
| 3 放 棄 の 理 由 | 不納欠損処理を行うため |
| 4 放 棄 の 日 | 令和4年3月31日 |

報第7号

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、道路の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

専 決 処 分 書

道路の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月19日

香芝市長 福 岡 憲 宏

1 相手方

住所

氏名

2 事故の概要

令和3年10月26日午後0時30分ごろ、尼寺二丁目345番1先の市道1-52号線の歩道を相手車が横断したところ、アスファルトの剥離に伴い舗装部分に生じた段差に相手車底部が接触し破損したものである。

3 和解条項

- (1) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として192,800円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (2) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。

4 所管課

都市創造部公園道路管理課

報第8号

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、公園の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

専 決 処 分 書

公園の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年5月10日

香芝市長 福 岡 憲 宏

1 相手方

住所

氏名

（保護者

2 事故の概要

令和4年1月24日午後0時30分ごろ、勘平山児童公園の平板ブロック敷きの広場の砂場南側を相手方が走っていた際、平板ブロックの隆起部分に足をとられ転倒し、額を負傷したものである。

3 和解条項

- (1) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として8,019円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (2) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。

4 所管課

都市創造部公園道路管理課

議第32号

香芝市議会議員及び香芝市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正することについて

香芝市議会議員及び香芝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例の一部を次のとおり改正する。

令和4年6月6日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市議会議員及び香芝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

香芝市議会議員及び香芝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成7年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条及び第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の香芝市議会議員及び香芝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議第33号

香芝市税条例等の一部を改正することについて

香芝市税条例等の一部を次のとおり改正する。

令和4年6月6日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市税条例等の一部を改正する条例

(香芝市税条例の一部改正)

第1条 香芝市税条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合

計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第14条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第15条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第18条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないこと

についてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。) 」を削る。

附則第23条を削る。

(香芝市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 香芝市税条例の一部を改正する条例(令和3年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第3条の3第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中香芝市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第5条の3の2第1項及び第15条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第23条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中香芝市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第14条の3第2項、第18条の2第4項並びに第18条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(香芝市税条例の一部を改正する条例(令和3年条例第16号)附則第2条第2項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中香芝市税条例第18条の4の改正規定及び次条の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の香芝市税条例第18条の4(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

- 第3条 第1条の規定による改正後の香芝市税条例（次項において「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の香芝市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の香芝市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議第34号

香芝市介護保険条例の一部を改正することについて

香芝市介護保険条例の一部を次のとおり改正する。

令和4年6月6日提出

香芝市長 福岡憲宏

香芝市介護保険条例の一部を改正する条例

香芝市介護保険条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第5号中「法」を「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 国が補助を行う対象となる保険料減免の基準に該当すること。

第11条第2項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限の7日前までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の2月前の15日」を「市長が定める申請期限」に改める。

第14条中「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附則第9条を削り、附則第10条を附則第9条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第35号

香芝市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正することについて

香芝市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和4年6月6日提出

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例
香芝市コミュニティバスの運行に関する条例（平成28年条例第22号）の
一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分	使用料	
	1乗車につき	1日乗車券
中学生以上	100円	200円
小学生	50円	100円
小学生未満	無料	無料

附 則

この条例は、令和5年1月5日から施行する。

議第36号

令和4年度香芝市一般会計補正予算（第1号）について

令和4年度香芝市一般会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和4年6月6日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

議第37号

令和4年度香芝市一般会計補正予算（第2号）について

令和4年度香芝市一般会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和4年6月6日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

議第38号

令和4年度香芝市水道事業会計補正予算（第1号）について

令和4年度香芝市水道事業会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和4年6月6日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

議第39号

令和4年度香芝市下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和4年度香芝市下水道事業会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和4年6月6日提出

香芝市長 福岡憲宏